

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第19号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（帳簿） 第 5 条 <u>総務部長</u>は、次に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記録整理しなければならない。 （１）・（２） （略） 2 （略） （実地照合） 第 6 条 <u>総務部長</u>は、水道センターが所管する固定資産（土地を除く。次項において同じ。）以外のものについて、別に定める方法により、実地に調査し、固定資産台帳と照合しなければならない。 2 （略） （測量） 第 8 条 <u>総務部長</u>は、土地等の取得等に必要な測量を行わなければならない。 2 <u>総務部長</u>は、前項に規定する測量を必要に応じて所属長に行わせることができる。 3 （略） （土地等の価格） 第 9 条 <u>総務部長</u>は、取得する土地等の価格については不動産鑑定士の鑑定評価書	（帳簿） 第 5 条 <u>経営管理部長</u>は、次に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記録整理しなければならない。 （１）・（２） （略） 2 （略） （実地照合） 第 6 条 <u>経営管理部長</u>は、水道センターが所管する固定資産（土地を除く。次項において同じ。）以外のものについて、別に定める方法により、実地に調査し、固定資産台帳と照合しなければならない。 2 （略） （測量） 第 8 条 <u>経営管理部長</u>は、土地等の取得等に必要な測量を行わなければならない。 2 <u>経営管理部長</u>は、前項に規定する測量を必要に応じて所属長に行わせることができる。 3 （略） （土地等の価格） 第 9 条 <u>経営管理部長</u>は、取得する土地等の価格については不動産鑑定士の鑑定評

等により見積もらなければならない。

（交渉困難な土地取得の取扱い）

第10条 総務部長は、土地収用法第16条の規定に基づく事業の認定を受けた事業で土地等の取得等について交渉を妥結することが困難と認められる場合には、企業長の承認を得て土地収用法に基づく必要な手続をとるものとする。

（契約の締結）

第11条 総務部長は、土地等の取得等について相手方と契約を締結しようとするときは、別に定める必要な書類を作成し、契約書により契約しなければならない。

（契約条項の履行確認）

第12条 総務部長は、前条の規定による契約に定められた履行期限までに当該契約条項に基づく相手方の義務の履行を確認しなければならない。

（取得及び精算報告）

第15条 （略）

2 前項の規定による通知を受けた固定資産管理主任は、固定資産取得報告書を作成し、所属長を経由して総務部長に送付するものとする。ただし、工事により固定資産を取得した場合は、固定資産取得報告書に代えて、建設仮勘定の精算報告書を送付するものとする。

3 （略）

（総合調整）

第16条 総務部長は、固定資産の管理の適正を期するため、所属長に対し、その管理に関する報告を求めることができる。

2 総務部長は、前項の報告に基づき必要な措置を講ずるよう求めることができる。

価書等により見積もらなければならない。

（交渉困難な土地取得の取扱い）

第10条 経営管理部長は、土地収用法第16条の規定に基づく事業の認定を受けた事業で土地等の取得等について交渉を妥結することが困難と認められる場合には、企業長の承認を得て土地収用法に基づく必要な手続をとるものとする。

（契約の締結）

第11条 経営管理部長は、土地等の取得等について相手方と契約を締結しようとするときは、別に定める必要な書類を作成し、契約書により契約しなければならない。

（契約条項の履行確認）

第12条 経営管理部長は、前条の規定による契約に定められた履行期限までに当該契約条項に基づく相手方の義務の履行を確認しなければならない。

（取得及び精算報告）

第15条 （略）

2 前項の規定による通知を受けた固定資産管理主任は、固定資産取得報告書を作成し、所属長を経由して経営管理部長に送付するものとする。ただし、工事により固定資産を取得した場合は、固定資産取得報告書に代えて、建設仮勘定の精算報告書を送付するものとする。

3 （略）

（総合調整）

第16条 経営管理部長は、固定資産の管理の適正を期するため、所属長に対し、その管理に関する報告を求めることができる。

2 経営管理部長は、前項の報告に基づき必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(行政財産の用途廃止)

第18条 (略)

2 行政財産を用途廃止し、普通財産としたときは、総務部長に引き継ぐものとする。ただし、企業長が必要と認めるときは、引き続き所属長が管理するものとする。

(異動報告)

第19条 所属長は、所管の固定資産（土地を除く。）が次に該当するときは、遅滞なく固定資産管理主任をして固定資産異動報告書を作成させ、総務部長に送付しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 総務部長は、前項の規定による送付を受けたときは、その原因及び現状を調査して企業長に報告しなければならない。

(土地の管理移管)

第36条 総務部長は、土地を道路、河川等他の行政目的の用に供することにより、土地の有効な利用が図れるとともに、管理事務の軽減に資すると認められる場合で、水道施設に重大な支障を来すおそれがないと認められるときは、道路管理者等に当該土地の管理を移管することができる。

(譲渡又は交換)

第45条 総務部長は、第18条の規定により用途を廃止した土地等については企業長の承認を得て、譲渡又は交換することができる。

(契約の締結)

第46条 総務部長は、土地等の譲渡又は交換について相手方と契約を締結しようとするときは、別に定める必要な書類を作成し、契約書により契約しなければならない。

(行政財産の用途廃止)

第18条 (略)

2 行政財産を用途廃止し、普通財産としたときは、経営管理部長に引き継ぐものとする。ただし、企業長が必要と認めるときは、引き続き所属長が管理するものとする。

(異動報告)

第19条 所属長は、所管の固定資産（土地を除く。）が次に該当するときは、遅滞なく固定資産管理主任をして固定資産異動報告書を作成させ、経営管理部長に送付しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 経営管理部長は、前項の規定による送付を受けたときは、その原因及び現状を調査して企業長に報告しなければならない。

(土地の管理移管)

第36条 経営管理部長は、土地を道路、河川等他の行政目的の用に供することにより、土地の有効な利用が図れるとともに、管理事務の軽減に資すると認められる場合で、水道施設に重大な支障を来すおそれがないと認められるときは、道路管理者等に当該土地の管理を移管することができる。

(譲渡又は交換)

第45条 経営管理部長は、第18条の規定により用途を廃止した土地等については企業長の承認を得て、譲渡又は交換することができる。

(契約の締結)

第46条 経営管理部長は、土地等の譲渡又は交換について相手方と契約を締結しようとするときは、別に定める必要な書類を作成し、契約書により契約しなければならない。

(事務)

第47条 固定資産の譲渡及び交換に関する事務は、企業長がこの事務をすべき所属長を指定した場合を除き、総務部長が行う。

(除却)

第49条 (略)

2 所属長は、固定資産（土地を除く。）の除却をしようとするときは、固定資産管理主任をして固定資産除却申請書を作成させ、総務部長に送付するものとする。

3 総務部長は、前項の申請書により固定資産除却調書を作成し、企業長の決裁を受けて除却するものとする。

4 総務部長は、前項の規定により有形固定資産を除却したときは、これに対する減価償却累計額を減額し、その帳簿原価と減価償却累計額との差額を、無形固定資産を除却したときは、その帳簿価額を、それぞれ固定資産除却費をもって整理しなければならない。

5 総務部長は、除却物件中再使用可能なものがある場合は、評価額を付して所属長に通知しなければならない。所属長は、その通知を受けて、当該除却物件をたな卸資産として物品出納員に引き継ぐものとする。

6・7 (略)

附 則

1～11 (略)

(岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴う経過措置)

12 令和7年4月1日前に岸和田市公有財産規則（昭和42年岸和田市規則第14号）、行政財産の使用料の徴収に関する条例（昭和39年岸和田市条例第13号）、岸和田市上下水道局行政財産の使用料に関する規程（平成3年岸和田市水道事業

(事務)

第47条 固定資産の譲渡及び交換に関する事務は、企業長がこの事務をすべき所属長を指定した場合を除き、経営管理部長が行う。

(除却)

第49条 (略)

2 所属長は、固定資産（土地を除く。）の除却をしようとするときは、固定資産管理主任をして固定資産除却申請書を作成させ、経営管理部長に送付するものとする。

3 経営管理部長は、前項の申請書により固定資産除却調書を作成し、企業長の決裁を受けて除却するものとする。

4 経営管理部長は、前項の規定により有形固定資産を除却したときは、これに対する減価償却累計額を減額し、その帳簿原価と減価償却累計額との差額を、無形固定資産を除却したときは、その帳簿価額を、それぞれ固定資産除却費をもって整理しなければならない。

5 経営管理部長は、除却物件中再使用可能なものがある場合は、評価額を付して所属長に通知しなければならない。所属長は、その通知を受けて、当該除却物件をたな卸資産として物品出納員に引き継ぐものとする。

6・7 (略)

附 則

1～11 (略)

管理規程第1号)、八尾市公有財産及び物品条例(昭和39年八尾市条例第10号)、八尾市道路占用料条例(昭和28年八尾市条例第137号)、富田林市公有財産規則(平成11年富田林市規則第14号)、富田林市行政財産使用料条例(平成25年富田林市条例第27号)、富田林市水道事業及び下水道事業公有財産に関する規程(平成28年富田林市上下水管規程第21号)、富田林市水道事業及び下水道事業行政財産使用料に関する規程(平成28年富田林市上下水管規程第19号)、柏原市財務規則(昭和39年柏原市規則第7号)、行政財産使用料条例(昭和41年柏原市条例第11号)、行政財産使用料条例施行規則(昭和41年柏原市規則第2号)、高石市公有財産規則(平成7年高石市規則第5号)、高石市行政財産使用料条例(昭和55年高石市条例第19号)又は高石市行政財産使用料条例施行規則(昭和55年高石市規則第14号)の規定によりなされた行為のうち、水道事業に係るものは、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

13 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市又は高石市で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第51条に規定する別に定める様式より作成した用紙として使用することができる。

別表（第4条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
経営管理部、 総務部、広域 事業部及び水 道事業部	総務部総 務課長	(略)	経 営 管 理 部、 総 務 部、 広 域 事 業 部 及 び 水 道 事 業 部 に 係 る 固 定 資 産 管 理
(略)			
水道センター			(略)
岸和田水道 センター	次長	総務課長	
八尾水道セ ンター	次長	総務課長	
富田林水道 センター	次長	総務課長	
上記以外の	(略)	(略)	

別表（第4条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
経営管理部及 び事業管理部	経営管理 部総務課 長	(略)	経営管理部 及び事業管 理部に係る 固定資産管 理
(略)			
水道センター			(略)
総務課を置	(略)	(略)	

総務課を置く水道センター				く水道センター			
総務課を置かない水道センター	(略)	(略)		上記以外	(略)	(略)	

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。